

河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について

令和4年2月25日
石狩後志海区漁業調整委員会

さけます資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づく委員会指示（案）について、広く道民の皆様からご意見を募集いたします。

今後、本（案）は、提出いただいたご意見を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいたご意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご承知願います。

記

1. 意見の募集の対象

別紙「河口規制の概要」のとおり

2. 意見募集要領

(1) 募集期間

令和4年2月25日（金）から同年3月9日（水）まで

(2) 意見の提出方法

① 郵送又はファクシミリの場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名]「河口付近におけるさけます採捕の制限について」

[氏名]（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ご意見]

〈注意事項〉

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・A4判の用紙にて提出してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますのでご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。また、これらの情報は意見の内容に応じ、北海道庁及び出先機関等で利用する場合があります。
- ・なお、氏名、住所、電話番号等の個人情報を除き、公開される可能性があることをご承知してください。

〈宛先〉

〒044-8588

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

石狩後志海区漁業調整委員会

ファクシミリ番号 0136-22-0914